

平成18年10月から、高齢受給者(70歳以上)及び老人保険受給者で、一定以上所得者の方の一部負担金割合が、2割から3割へ変更になります。また、低所得者の方を除き、高額療養費の自己負担限度額が変更になります。(下表参照)

【平成18年9月まで】

【平成18年10月以降】

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院
一定以上所得者 2割	40,200円	72,300円+(高額療養費-361,500)×1% (40,200円)
一定以上所得者で経過措置が適用される方 2割	12,000円	40,200円
一般 1割	12,000円	40,200円
低所得者	低所得者Ⅱ	24,600円
	低所得者Ⅰ	15,000円

  

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院
一定以上所得者 3割	44,400円	80,100円+(高額療養費-397,000)×1% (44,400円)
一定以上所得者で経過措置が適用される方 3割	12,000円	44,400円
一般 1割	12,000円	44,400円
低所得者	低所得者Ⅱ	24,600円
	低所得者Ⅰ	15,000円

(注1) [ ] は、限度額・負担割合が変更になった箇所。

(注2) 金額は1月当たりの限度額。( )内の金額は、多数該当(12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

(注3) 一定以上所得者で経過措置が適用される方の明細書(入院及び入院外(「在医館」又は「在宅末期」を算定している場合に限り)で、自己負担限度額を超えた場合)には、特記事項欄に「15 経過」と表記して下さい。

■ 上記改正に伴い、明細書の様式も変更になります。

診療明細書

・「本人・家族」欄の「9高入8」「0高外8」を「9高入7」「0高外7」に変更。

【平成18年9月まで】

医科入院明細書

医科外来明細書

1	1社・国	3老人	1単独	1本入	7高入9
医科	2公費	4退職	2 2併	3三入	9高入8
			3 3併	5家入	

1	1社・国	3老人	1単独	2本外	8高外9
医科	2公費	4退職	2 2併	4三外	0高外8
			3 3併	6家外	

【平成18年10月以降】

医科入院明細書

医科外来明細書

1	1社・国	3老人	1単独	1本入	7高入9
医科	2公費	4退職	2 2併	3三入	8高入7
			3 3併	5家入	

1	1社・国	3老人	1単独	2本外	8高外9
医科	2公費	4退職	2 2併	4三外	0高外7
			3 3併	6家外	

(注) 歯科・調剤・訪問看護の明細書についても同様の変更になります。

[ ] は、変更になった箇所。

●旧用紙を使用する場合の取り扱い

【例】医科 外来 老人7割

1	1社・国	3老人	1単独	2本外	8高外9
医科	2公費	4退職	2 2併	4三外	7
			3 3併	6家外	0高外8

←「0高外8」の「8」を「7」に書き換える

●新用紙で月遅れ請求(8割)の場合は、「9高入7」又は「0高外7」の「7」を「8」に書き換えて下さい。

### 診療報酬請求書(医科)および(歯科)

- ・区分「食事療養」が「食事・生活療養」に変更。(従来の用紙を使用していただいて結構です。)

### 診療報酬請求書等

- 【診療報酬請求書(医科・入院)(歯科・入院)】
- ・区分「70歳以上」及び「老人保健」の8割を7割に変更。
- ・区分「食事療養費」を「食事療養・生活療養」に変更。

- 【診療報酬請求書(医科・入院外)(歯科・入院外)】
- ・区分「70歳以上」及び「老人保健」の8割を7割に変更。

- 【調剤報酬請求書】
- ・区分「70歳以上」及び「老人保健」の8割を7割に変更。

- 【老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書】
- ・区分「70歳以上」及び「老人保健」の8割を7割に変更。

※ なお、いずれの点数表においても、改正前の請求書を使用する場合には、**該当箇所を訂正して下さい。(下図参照)**

#### ●旧用紙を使用する場合の取り扱い

(老人保健)

区 分		件 数
老人9割	請求	29
	※決定	
老人8割 7割	請求	28
	※決定	

【例】 医科 外来 老人7割

区分「老人8割」の「8割」を「7割」に書き換える

### 医療費請求書(社保用)～通式～

- 【**障** **老** 心身障害者(老人保健・前期高齢者) 医療費請求書(社保用)】
- ・「負担割合」欄の「2割(2)」を「3割(3)」に変更。

#### ●旧用紙を使用する場合の取り扱い

**障** **老**

社保用

受給者名	負担割合	入院 外来別
国保 ジロウ	1割(1)	入(3)
	3割③	・
	8割(8)	外(4)

【例】 医科 外来 老人7割

負担割合「2割(2)」を「3割③」に書き換える

#### ●新用紙で月遅れ請求(2割)の場合は、負担割合欄に「2割②」と記入し、請求して下さい。

- 【**障** 心身障害者(70歳未満) 医療費請求書(社保用)】
- ・上位所得者で、人工透析を要し特定疾病受療証(「自己負担限度額2万円」記載)をお持ちの方の公費請求については、「異2」と備考欄に記入して下さい。
- 【**障** **乳** ひとり親家庭・乳幼児 医療費請求書(社保用)】
- ・70歳未満の上位所得者で、人工透析を要し特定疾病受療証(「自己負担限度額2万円」記載)をお持ちの方の公費請求については、「異2」と備考欄に記入して下さい。

問い合わせ先

東京都国民健康保険団体連合会  
企画事業部管理課管理係

電話 03-6238-0321 (直通)